

中小企業パワーアップ資金の対象に「パートナーシップ構築宣言」企業を加えます

原材料の価格上昇やエネルギーコストの高騰などにより、適正な価格転嫁が課題となっている企業が多いことから、群馬県では、令和5年8月4日に、産官労の3者が「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組む「パートナーシップ構築宣言の推進と価格転嫁を促す群馬共同宣言」を締結しました。

ついては、「中小企業パワーアップ資金」の対象に「パートナーシップ構築宣言」を行った企業を追加します。「パートナーシップ構築宣言」に登録し要件を満たす場合には、より低利な借入れを可能とし、適切な価格転嫁、取引適正化に取り組む企業を支援します。

1 融資概要

要件等	概要
融資対象	<p>要件Ⅰ：経営革新等要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営革新計画や経営力向上計画等を実施する者 「パートナーシップ構築宣言」に登録してポータルサイトにおいて宣言を公表し、要件Ⅱまたは要件Ⅲに係る取組を実施しようとする者 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>要件Ⅱ：新分野進出・事業再構築等要件（金利：1.7%以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新分野展開や事業・業種・業態転換、DXに係る計画を策定・実施する者 <p>要件Ⅲ：SDGs等要件（金利：1.7%以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> SDGs等の視点による積極的な取組に係る計画を策定・実施する者 </div>
融資限度額	2億円（※要件Ⅰ～Ⅲ合わせて）
融資期間	設備：12年以内(据置2年以内) 運転：7年以内(据置1年以内)
金利	1.5%以内（責任共有対象および信用保証の有無により変動）

2 取扱開始日

令和5年9月1日（金）から

3 参考（「パートナーシップ構築宣言」とは）

企業規模にかかわらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を代表者名で宣言する取組（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト <https://www.biz-partnership.jp/>）